

議案第91号 説明資料

幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 (平成4年9月28日 条例第28号)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第3条 特別徴収金は、町長の指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、<u>法第113条の2第2項</u>の規定による当該事業の工事の完了の公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を町長が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、その第3条に規定する資格に係る土地を当該事業計画において予定する用途以外の用途（農用地以外への転用又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地の開田をいう。以下「目的外用途」という。）に供するため当該土地に係る所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途（目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合の目的外用途を除く。）に供した場合には、その者から徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合であって町長が徴収しないことを相当と認めるときには、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>○幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 (平成4年9月28日 条例第28号)</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第3条 特別徴収金は、町長の指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、<u>法第113条の3第3項</u>の規定による当該事業の工事の完了の公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を町長が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、その第3条に規定する資格に係る土地を当該事業計画において予定する用途以外の用途（農用地以外への転用又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地の開田をいう。以下「目的外用途」という。）に供するため当該土地に係る所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途（目的外用途に供するため所有権の移転等を受けた場合の目的外用途を除く。）に供した場合には、その者から徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合であって町長が徴収しないことを相当と認めるときには、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>